

高圧ガス製造保安係員講習テキスト 一般高圧ガス編(第4次改訂版)
法改正に対応した修正箇所の新旧対照表

本出版物は、「高圧ガス製造保安係員講習テキスト 一般高圧ガス編 (第4次改訂版)」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

章・節・項	頁・行	新	旧
2.2.1 毒性ガスの定義	p. 53 2 行目～	「2.2.1 毒性ガスの定義 「毒性ガス」として、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則およびコンビナート等保安規則には 33 種類のガスが指定されている。また、その他のガスであって、 <u>毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物が毒性ガスと定義されている。</u> 」	「2.2.1 毒性ガスの定義 「毒性ガス」として、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則およびコンビナート等保安規則には 33 種類のガスが指定されている。また、その他のガスであって許容濃度（規則では、「 <u>じょ限量</u> 」）が 200ppm 以下のものが毒性ガスと規定されている。」
	p. 55 下4行目～	「通常、この値を許容濃度といている。日本産業衛生学会が公表している許容濃度もほぼ同じ考えに基づいて決められている。なお、時間加重平均値は、次のようにして求める。」	「通常、この値を許容濃度といている。日本産業衛生学会が公表している許容濃度もほぼ同じ考えに基づいて決められている。 <u>高圧ガス保安法で定める「じょ限量」は、TLV-TWA に相当するものと考えてよい。</u> なお、時間加重平均値は、次のようにして求める。」